



国民健康保険・後期高齢者医療のお知らせ

国民健康保険証の手続きをお知らせします

就職や進学または定年退職など、生活に大きな変化がある時期です。それにもなつて国民健康保険の各種手続きが必要となる場合がありますのでお知らせします。また、一部の手続きによる保険証の交付は、後日郵送となりますのでご了承ください。

国民健康保険を『脱退』する手続きが必要な場合	国民健康保険に『加入』する手続きが必要な場合
・就職して新しく会社の健康保険に加入したとき	・退職して職場の健康保険を抜けたとき
・町外に転出するとき	・健康保険の任意継続をやめたとき
・生活保護が開始したとき	・転入した方で、前市町村でも国民健康保険に加入していたとき
・死亡したとき	・出生したとき（親が国民健康保険に加入している）

※氏名が変更になる場合や、町内で住所が変わる場合（転居）も、変更の届出が必要となります。

※事実が発生した日から14日以内に届出をしてください。また、手続きに必要なものは届出内容によって異なりますので、詳しくは町ホームページをご覧ください。

進学して町外へ転出する方へ

国民健康保険は、本来お住まいの市町村で加入いただくものですが、進学により町外へ転出する場合は、引き続き家族と一緒に余市町の国民健康保険に加入することができます。該当の方は役場まで事前にお問合わせのうえ、お手続きください。

※保険証の交付を受けるのは、学生の期間に限ります。事情により学生の身分に異動があるときは必ずお知らせください。また、引き続き在学していることを確認するため、保険証の有効期間は1年ごととしていますので、毎年4月に更新手続きをお願いします。卒業時も脱退の手続きが必要です。

国民健康保険税および後期高齢者医療保険料を年金から天引きされている方へ

4月からは令和3年度分として保険税（料）が仮徴収されます。4月・6月・8月に徴収される保険税（料）は令和3年2月徴収額と同額となります。7月に確定した年間の保険税（料）を通知いたします。

4月から初めて年金から天引きになる方には、お知らせの通知をお送りします。

なお、年金天引きをしている方で、納付方法を口座振替に変更したいという方はお申出ください。口座振替に変更したうえで、年8回での納付となります。年金天引きから納付書納付への変更は、原則できませんのでご了承ください。

年金天引きによる納付	口座振替による納付
年金支給月（年6回）に自動的に年金から天引きとなります	各納期限の日（7月から2月まで）に指定された金融機関より振替となります

問合せ 保険課 医療給付グループ ☎21-2121